

報 第 1 1 号

専決処分報告について

（職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部
を改正する条例）

本市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和 7 年（2025 年）5 月 21 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専 第 1 0 号

職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を
改正する条例の制定について

本市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年（2025年）3月28日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の
一部を改正する条例

新潟県柏崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（令和
4年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

